

監査報告書

私たち監事は、日本赤十字社定款第23条第4項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度における日本赤十字社の業務を監査したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、次の方法で監査を実施いたしました。また、当該事業年度にかかる業務報告書及び事業報告書並びに歳入歳出決算書その他の決算書類について検討いたしました。

ア 理事会及び常任理事会に出席し、社長等から社長、副社長及び理事の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業年度終了後には担当職員から事業実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、支部の業務の管理及び執行については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

イ 本社に所属する会計については監査法人に委託して実地検証を行い、また、支部に所属する会計については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

2 監査の結果

- (1) 社長、副社長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務報告書及び事業報告書は、法令及び定款に従い、日本赤十字社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 歳入歳出決算書その他の決算書類は、日本赤十字社の収支、財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和元年6月18日

日本赤十字社 監事 上島 重二

日本赤十字社 監事 庄山 悦彦

日本赤十字社 監事 荻田 伍